平成２２年（フ）第１５８０号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地２―811
債務者　澤野　雄大
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９０号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地洛西東竹の里市営住宅56棟406号、住民票上の住所京都市南区吉祥院中河原西屋敷町31番地２
債務者　阪本　信子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１２号
京都市下京区西七条八幡町30番地　シャリマー西高瀬６―Ｄ
債務者　山本　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７２号
京都市伏見区深草大亀谷東寺町63番地９
債務者　西星　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７９号
京都市伏見区向島中島町104番地11
債務者　山田　　瞳
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
香川県坂出市昭和町１丁目４番27号
債務者　大鷹　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６８５号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町103番地
債務者　栗田　好雄
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７０１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目１番３―502号
債務者　広瀬　邦子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１２号
千葉県野田市上花輪1490番地の５　イワセコーポ103号
債務者　菅野　正久
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１４号
千葉県松戸市常盤平４丁目17番地　常盤平公団住宅Ｅ街区33棟303号
債務者　築城美惠子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４１号
北海道苫小牧市新富町１丁目７番30号　ノースウィングロマンＡ105号
債務者　高橋　博美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４３号
北海道苫小牧市字沼ノ端655番地の60
債務者　永山　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９１９号
宮城県塩竈市玉川２丁目11番３号
債務者　井上　和徳
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１３号
宮城県塩竈市玉川３丁目９番36号　第５エコーハイツ505号
債務者　千田ゆかり（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４７号
仙台市太白区東郡山２丁目37番５号
債務者　石原　武士
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５０号
仙台市若林区大和町２丁目25番21号　ルミナス大和103
債務者　鹿内　勇二
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８９号
仙台市泉区北高森12番地の８
債務者　佐藤　　安
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係